

監査報告書

公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会

会長 坂本久殿

平成29年5月9日

監事

松中秀司



監事

深澤勝和



監事

紙野愛健



監事

前田康行



私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

各監事は、理事および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表および正味財産増減計算書）およびその附属明細書ならびに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実については、今年度、湘南中支部において平成25年2月から平成28年5月に至るまで不正な会計処理がなされており、それに理事数名が関与していたことが判明した。詳細については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第100条に基づく監事らの平成28年12月20日付け「報告書」記載のとおりである。

なお、この不正会計処理については、関与した理事数名からの賠償を受け、当協会の損害は全て補填されている。また、監事らから、会長及び理事会に対して、理事の意識改革、支部監事の機能強化及び内部通報制度の導入等の再発防止

策の早期検討を要望している。

(2) 計算書類および附属明細書ならびに財産目録の監査結果

計算書類および附属明細書ならびに財産目録は、法人の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上